

福岡市産学連携交流センターに係る指定管理者選定・評価委員会における
議事等の取扱いについて(案)

(1) 委員会開催等の事前公表

委員会の名称、開催の日時及び場所、議題、委員会の公開又は非公開をあらかじめ公表する。
(福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第7条)

(2) 委員会に関する要綱と委員名簿の公表

第1回選定・評価委員会後、要綱と委員名簿を公表する。

(3) 議事の公開・非公開

①下記の事項に関する意見を聴取するための委員会の会議は公開とする。

- ・指定管理者の募集要項に関すること（要綱第2条第1項第1号）
- ・指定管理者が行うセンターの管理に関する業務に係る評価基準に関すること
（要綱第2条第1項第4号）
- ・管理運営業務の実施状況に関する、指定管理者に対する意見聴取
（要綱第2条第2項第2号）

②下記の事項に関する意見を聴取するために開催する委員会の会議は、以下の理由から非公開とする。

- ・指定管理者の候補者の選定に関すること（要綱第2条第1項第3号）
- ・管理運営業務の評価に関すること（要綱第2条第1項第5号）
- ・指定管理者の公募に係る申請団体に実施する、申請内容に関する意見聴取
（要綱第2条第2項第1号）

＜非公開とする理由＞

- ・管理運営業務の評価や指定管理者の候補者の選定などの意思形成過程を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること（福岡市情報公開条例第7条第4号）。
- ・本事業に関する情報を公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること（同条例同条第5号）
- ・評価や選定等の内容が上記の非公開情報に該当する事項であること（同条例第38条）。

③下記の事項に関する意見を聴取するために開催する委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りではない。

- ・指定管理者の選定基準に関すること（要綱第2条第1項第2号）
- ・その他、市長が必要と認める業務（要綱第2条第3項）

(4) 議事録、評価結果、委員会資料について

- ・委員会の議事録は、委員会の議題又は論点ごとの評価経過を明らかにした要点筆記、委員氏名無記載とする。
- ・指定管理者の選定過程及び評価過程における公平性、透明性を確保するため、会議終了後、議事録や評価結果は速やかに公表する。
- ・委員会資料は、会議終了後、非公開情報※に該当する場合を除き、公開する。ただし、事業者からの提案書については、その限りではない。

※非公開情報：特定の個人を識別することができるもの、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなど（福岡市情報公開条例第7条に該当するもの）

(5) その他

評価内容の各項目のうち、市長が特に必要と判断したものについては、上記（1）～（4）にかかわらず、市議会へ報告等を行う場合がある。